

	質 問 事 項	回 答
1	<p>1 ページ 2.1.3 事業目的 「高区ろ過地等に係る設計業務および建設工事(以下「土木建築工事」)は別途発注を予定」とありますが、土木建築は設計(コンサルタント)会社へ設計委託し、工事は建設会社へ別途発注することで、本事業に土木建築工事は含まないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>2 ページ 2.1.4 事業方式 「管理業務を付加することで事業者の提案事項をより反映できる」とある一方で、「管理業務は全て法定外(従来型)委託」とあります。仕様書委託の場合、事業者の提案や創意工夫が制限されることが考えられますが、この点についてお考えをお聞かせいただけませんか。</p>	<p>本事業は、実施方針 2.1.3 ④を目的の一つとしており、この目的は企業局のノウハウを民間事業者に移転しつつ、民間事業者のノウハウや創意工夫を掛け合わせることで達成できると考えている。 このため、民間事業者の創意工夫等により生じるリスクを企業局が負担することで、民間事業者の負担を軽減しつつ、企業局と民間事業者の利点が最大限に発揮されることを期待している。</p>
3	<p>3 ページ 2.1.6 対象設備等 高区浄水場の更新について、既存の土木躯体(ろ過池、浄水場等)は撤去せずに、機械・電気計装設備(プラント設備)のみの更新との理解で宜しいでしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>3 ページ 2.1.6 対象設備等(1)建設業務対象設備 別添資料 2 の 1.1 高区浄水場対象設備(2)電気設備④総合監視制御システムおよび 1.2 低区浄水場対象設備(2)電気設備③総合監視制御システムについて、建設業務対象外の施設との通信(監視制御)システムが含まれますが、既設監視制御システムの改造や機能増設は業務対象に含まれるでしょうか。含まれる場合、既設メーカーをご教示願います。</p> <p>-----</p> <p>建設業務対象設備で引用している別添資料 2 には機械設備、電気設備の更新対象が示されていると理解しました。ここに列記されている設備群の中で既設の機能増設を含む設備はなしという理解でよろしいでしょうか。もし機能増設を含む設備がある場合には既存製造企業名を含めて明示頂けると幸いです。</p> <p>-----</p> <p>電気設備において、総合監視制御システム等、既存設備の機能増設は含まれるでしょうか。含まれる場合、公募型プロポーザル事業の公平性を保つため、別途発注として頂けますよう、お願いします。</p>	<p>既存監視制御システムの一部改造を予定しておりますが、プロポーザルにおける事業者選定には影響がないと考えております。 本市では、これまで数回にわたり浄水場管理業務のプロポーザルを実施しておりますが、選定審査委員会では、技術的提案の優位性が審査されており、最低価格の提案事業者が必ずしも優先交渉権者に選定されておりません。 いずれにいたしましても、プロポーザルを実施する上での公平性の確保に努めてまいります。 なお、既設メーカーについては、公告後に予定している現場見学会や現地確認において、直接確認していただくことを考えております。</p>
5	<p>3 ページ 2.1.6 対象設備等(1)建設業務対象設備 別添資料 2 の 1.4 簡易水道施設対象設備の古部浄水場①機械設備：膜ろ過設備(電気計装および建屋含む)について、別添資料 1 の施設概要では「滅菌のみ」とありますが、本事業において膜ろ過設備に更新するということでしょうか。また、本浄水場の建屋建設工事も本事業に含むということでしょうか。</p>	<p>古部浄水場は、滅菌処理のみの施設となりますので、本事業では、膜ろ過設備を新設するもので、併せて建屋も建設することを考えております。</p>

	質 問 事 項	回 答
6	建設業務対象設備で引用している別添資料 2 には機械設備、電気設備の更新対象が示されていると理解しました。ここに列記されている設備群の中で既設を流用(残置)するものがあればご教示ください。	公告時に公表する要求水準書等において、お示しします。
7	建設業務対象設備で引用している別添資料 2 には機械設備、電気設備の更新対象が示されていると理解しました。ここに記されている計装設備のセンサー(流量計、圧力計、水位計、水質計器)は一通り網羅されているという理解でよろしいでしょうか。	別添資料 2 は、既存設備の概要を記載しております。詳細は公告時に公表する要求水準書等でお示しします。
8	3 ページ 2.1.6 対象設備等(2)管理業務対象設備 東部地区簡易水道施設について、現状、赤川系浄水場あるいは旭岡浄水場から各簡易水道施設の遠隔監視や遠隔制御を行っているのでしょうか。行っている場合、これらの遠隔監視制御システムの更新(改造や機能増設含む)も本事業の範囲内でしょうか。 また、各簡易水道施設間で遠隔監視、遠隔制御を行っているのでしょうか。行っている場合、これらの遠隔監視制御システムの更新(改造や機能増設を含む)も本事業の範囲内でしょうか。	東部地区簡易水道施設は、現在、赤川高区浄水場、低区浄水場および戸井浄水場(簡易水道施設)から簡易水道施設の監視制御が可能となっております。 本事業では、当該システムの更新を予定しておりますが、更新する赤川高区浄水場ろ過池の管理室への整備内容は、既存システムの流用も含め、事業者からの提案と考えております。
9	3 ページ 2.1.7 対象業務 別添資料 4 の 1.3 調査業務について、調査業務の期間はいつからいつまででしょうか。 ----- 別添資料 4 1.3 調査業務 1.3「調査業務」に記載されている 4 つの業務「①資産調査②施設配置調査③エネルギー調査④水安全計画作成」に関し、民側の作業内容、実施時期、期間等の詳細について別途ご呈示の程お願い致します。	調査業務の内容については、要求水準書等でお示しますが、実施時期や期間等については、受注者と協議によるものと考えております。
10	4 ページ 2.1.8 本事業の合意延長期間 「本事業期間の延長があった場合でも・・・」とありますが、どのようなケースを想定されているかをご教示ください。	期間延長の理由としては、建設業務において、不可抗力により完成時期が遅れ、管理業務期間が短縮される場合や、本事業終了時において時期更新時期が延長される場合などが考えられます。
11	4 ページ 2.1.9 事業スケジュール 「①旭岡浄水場および元町配水場に係る監視制御設備は、2021 年 3 月 31 日までに供用できること」とありますが、工事工程効率化(設備停止に伴う切替時期短縮等)を目的に、供用時期を 2022 年 3 月 31 日とさせていただくなどの案をすることは可能でしょうか。	当該業務にある既存施設の管理業務期間が 2021 年 4 月 1 日より開始することとしていることから、事業スケジュールのとおり 2021 年 3 月 31 日までに供用できることを条件としておりますが、別途発注工事の進捗状況などにより、延期されることも想定されるため、受注者と協議によるものと考えております。

	質 問 事 項	回 答
12	<p>4 ページ 3.1.3 受託候補者選定審査委員会の設置 委員会の構成メンバーは公告時の実施要項等で公表されるのでしょうか。構成メンバーをご教示願います。</p> <p>「学識経験者等により構成される受注候補者選定審査委員会を設置する。」とありますが、委員名は公表されるのでしょうか。</p>	<p>委員会の構成については、受注候補者選定後に公表することを考えております。</p>
13	<p>5 ページ 3.1.1 事業者に求めるもの ①～④に掲げられており、よりの確な業務運営に当たっては、施設、設備等の現状、及び現行の管理業務実施内容を十分に確認する必要があると考えます。ついては、情報公開の推進という背景の中、行政上秘匿すべき事項、個人情報以外については、概ね資料の閲覧は可能となるのでしょうか。もし制限がかかるとすれば、どのように限定されると考えればよいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、行政上秘匿とすべき事項および個人情報以外の資料については開示することと考えております。なお、閲覧期間における資料につきましては、本業務の履行や積算上必要とされるものを公開します。</p>
14	<p>6 ページ 3.2.1 参加者の構成② 「別途発注する土木建築工事に係る実施設計業務委託の受託会社(以下「土木等設計会社」という。))は「4.1.2 特別目的会社(SPC)の設立」に規定する SPC の出資会社となることとができます」とありますが、この文意から別途発注の「土木建築施工会社」は SPC の出資会社になれないという理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>実施方針 4.1.2 特別目的会社(SPC)の設立の⑤にありますとおり、受注事業者および土木等設計会社以外の出資は、同 2.2.1 特定事業の選定のいずれかの基準を満たす場合に限り認められておりますので、SPC 設立後において、別途発注する「土木建築施工会社」が SPC に出資することは可能であると考えております。</p>
15	<p>「別途発注する～土木等設計会社が担うものとする。」とありますが、SPC 設立の前に土木建設工事が発注され、土木建設工事担当会社が決定しているという認識でよろしいのでしょうか。また、土木建設工事受注会社と SPC 等出資について交渉するとなるとそれなりに時間がかかると思いますが、その余裕は加味されているのでしょうか。</p>	<p>土木等設計会社については、「受注候補者選定審査委員会」において、優秀提案者を選定する前までに発注する予定となっており、SPC に出資することは可能であると考えております。また、前 14 のとおり、SPC 設立後であっても「土木建設工事受注会社」が出資することは可能となっております。</p>
16	<p>6 ページ 3.2.1 参加者の構成④ 「参加グループは、プラント企業の構成企業から代表企業 1 者を定め」とありますが、参加グループの代表企業と SPC の代表企業は同一企業を想定しているか、若しくは別企業も可能と想定しているかをご教示ください。</p>	<p>基本的には参加グループの代表企業と SPC の代表企業は同一企業を考えております。</p>
17	<p>6 ページ 3.2.1 参加者の構成⑧ ⑧に「事業期間中に協力企業を変更する場合は、企業局の承諾を得る」とありますが、プロポーザル参加資格確認申請書の提出時に協力企業についても明示する必要があるのでしょうか。</p>	<p>プロポーザル参加資格確認申請書の提出時には、協力企業の明示は任意とします。</p>

	質問事項	回答
18	<p>8 ページ 3.2.2(3) プラント企業の配置技術者 11 ページ 4.1.3 基本契約および事業契約の締結 本件は、請負契約ではないと理解します。故に、SPC には建設業法上の許可取得を求めないという理解で宜しいですか。加えて、3.2.2(3)④⑤に監理技術者および主任技術者の出向または転籍と条件が記載されていますが、上記の考えから、工事請負者であるプラント企業に、監理技術者および主任技術者を配置するという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
19	<p>8 ページ 3.2.2(5)④ 管理企業の配置技術者 「SPC は～電気主任技術者を 1 名選任すること。」とありますが、資格要件と外部委託への是非についてお教えてください。</p>	<p>資格要件については、第三種以上の電気主任技術者の配置とし、外部委託については、日ノ浜浄水場以外の工作物の外部委託は可能となります。</p>
20	<p>8,9 ページ 3.2.4 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い 「参加グループについては、・・・プロポーザル参加資格要件を満たす企業に変更し、プロポーザルに参加することを認める」とありますが、参加資格を喪失したのが代表企業であった場合でも、代表企業を参加要件を満たす企業に変更すれば参加可能となるのでしょうか。</p>	<p>実施方針 3.2.1 ⑦に記載しておりますが、原則として代表企業の変更は認めておりません。</p>
21	<p>基本的に参加グループ企業の中に参加資格要件を失った場合には、当該グループはプロポーザルに参加できないと実施方針に記載されていますが、例外的にやむを得ない状況の場合は変更を認めるとあります。どのような場合が例外的変更を認める場合なのか、考慮される具体例等をお示しいただきたく思います。</p>	<p>実施方針 3.2.2(2)プラント資格要件のうち、その他の構成企業で③かつ④を満たす構成企業、または、(4)管理企業の資格要件のうち、その他の構成企業で①を満たす構成企業がプロポーザルの資格要件を喪失した場合などを想定しております。</p>
22	<p>9 ページ 3.3 事業者選定スケジュール 実施要項等の質問受けと質問回答は 1 回だけでしょうか。1 回の質疑応答だけでは不確定事項が解消されない可能性がありますので、質疑応答の機会を複数回設けていただけないでしょうか。</p>	<p>公告時に公表する実施要項等において、お示ししますが、回答に関する質問につきましても、回答することを考えております。</p>
23	<p>日程の中で資料閲覧期間が定められていますが、やむを得ず必要があれば、貴市行政に係る情報公開制度等に基づき、資料閲覧期間の如何を問わず、閲覧は可能となるのでしょうか。また、具体的に現場確認期間に、貴局(函館市)職員等に管理業務内容の現状を聴取することは可能でしょうか。</p>	<p>函館市情報公開条例に基づき、当該閲覧資料を含む公開すべき情報については、閲覧期間を問わず公開いたします。ただし、請求から公開まで 1 か月程度を要する場合があります。 また、当該職員等に対する聴取については、認めておりませんので、質問書を提出いただき文書にて回答したいと考えております。</p>
24	<p>10 ページ 4.1.1 基本協定締結 基本協定締結までの間、優先交渉権者の参加企業または構成企業がプロポーザルの参加資格を失った場合、基本協定を締結しない場合があるとのことですが、どのような場合に締結されないか。考慮される具体例等をお示しいただきたく思います。</p>	<p>質問 21 の回答のとおりです。</p>

	質 問 事 項	回 答
25	<p>12 ページ 4.3.2 本事業で予想されるリスク 「～詳細は、事業契約締結までに協議し決定する。」とありますが、リスク規定を含む事業契約書(案)は、公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
26	<p>12 ページ 4.4.1 モニタリングの内容 建設業務および管理業務に対して企業局が定める水準とは、公告時に要求水準等に示されるものでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
27	<p>管理業務等に係る貴局側のモニタリングはどの程度の頻度等を想定されているのでしょうか。また、セルフモニタリングに係る提出書類で、貴局の指定する内容・書式を予定されているか教えていただきたく思います。セルフモニタリングは日常の報告・チェック等とは別に、最低限どの程度の頻度を想定されているのでしょうか。</p>	<p>モニタリングについては、半年に 1 回程度の頻度を想定しておりますが、事業者と協議し、決定したいと考えております。 また、セルフモニタリングについては、頻度や内容など事業者の提案によるものと考えております。</p>
28	<p>別添資料 5 事業スキーム略図 「特別目的会社(SPC)」と「受注事業者(プラント企業、管理企業)」間の出資と配当の矢印の向きが逆ではないでしょうか。</p>	<p>先日の説明会で訂正しております。</p>
29	<p>別添資料 6 リスク分担表 不可抗力「地震や風水害等の自然災害、戦争や暴動等の人為的な事象による事業の延期や中止」で事業者に「○」がありますが、事業者ではコントロール不可のリスクであり、具体的内容での分担の例をお示し戴くか、負担上限を設けるか等のご配慮をお願い致します。</p> <p>-----</p> <p>リスク分担表の不可抗力の上段の項目(「地震や風水害等の自然災害、戦争や暴動等の人為的な事象による事業の延期や中止」)のリスク分担者が事業者側にも「○」となっています。企業局様、事業者ともに「○」が付いているのは本項目だけですが、これはともに帰責事由無しで半額負担とするお考えでしょうか。それとも二次被害を事業者負担にするというものでしょうか。</p> <p>-----</p> <p>不可抗力リスクについても、一定程度事業者側が負うことが想定されています。具体的にはどのような事例が考えられるのでしょうか。自然災害等による事業延期や中止及び劣化等の瑕疵による事故に事業として負うリスクについて例示いただきたく思います。</p>	<p>工事業務中等で企業局に引き渡し前の設備、被災後の対応不備や被災等保険等より補填される費用を考慮する必要があるほか、被災時には、企業局と事業者が協力して対応することを想定し、事業者のリスク分担にも「○」を付しております。 なお、詳細については、公告時に公表する要求水準書等において、お示しします。</p>

	質 問 事 項	回 答
30	<p>第三者賠償等，事業の瑕疵による保険等への加入(義務)について，どの様に考えでしょうか。関連して，第三者賠償について損害金の上限はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>-----</p> <p>瑕疵と劣化の区別の基準についてお示し願います。</p>	<p>第三者賠償等について，保険の加入および補償額は各事業者において当該事業の提案書により提案されるものと考えております。</p> <p>また，瑕疵とは，性能がもともと欠如していること，劣化は，年数の経過によって性能が低下するという意味と考えております。</p>
31	<p>「物価変動」は事業者ではコントロール不可のリスクであり，分担の考え方，変動を判断する水準など，別途ご提示のほどお願い致します。また，事業者側の従負担を検討される場合においても，負担上限を設ける等のご配慮をお願い致します。</p> <p>-----</p> <p>リスク分担表で物価変動については，何を基準としてリスク分担するのでしょうか。具体的には委託費等と物価水準の乖離がどの程度進んだら，どのような手法・手段で調整を図っていくのか早い段階で確認する必要があると考えます。詳細については事業契約締結までに確定するとのことですが，現段階で一定程度固まったものの提示を可能な範囲でお願いします。</p>	<p>公告時に公表する要求水準書等において，お示しします。</p>
32	<p>リスク分担表の「○」と「△」の凡例を示して頂けると幸いです。「△」をどのように判断したらよいか知りたい趣旨です。</p>	<p>「○」は原則としてリスクを負うこと，「△」は過失など，状況によりリスクを負うこととなり，過失がある場合，不備がある場合などによって判断されると考えております。また，「-」はリスクが発生しないこととなります。</p>